

「しろいしグルメプロジェクト 2026」企画・運営業務
企画競争提案説明書

令和8年札幌市告示第2206号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年6月2日（火）

2 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

「しろいしグルメプロジェクト 2026」企画・運営業務

(2) 業務目的

区内の多様な飲食店を巡るイベントを実施することで、白石区の「食の魅力」を広く内外に発信し、地域経済の活性化と区民の郷土愛醸成を図るものである。また、これまでのスイーツに特化した取り組みを「食全般」へと対象を発展させることで、全世代へターゲットを拡大することができ、地域活性化につなげることを目的とする。

(3) 業務内容等

別紙「業務仕様概要」のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）12月15日（火）まで

(5) 履行場所

白石区役所市民部地域振興課（札幌市白石区南郷通1丁目南8-1）

(6) 予算額(事業規模)

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

3 参加資格

(1) 札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (4) 当市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
 - (6) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(7)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

4 企画競争実施に係るスケジュール

事項	期限
(1) 企画提案の公募開始	令和8年6月2日（火）
(2) 質問受付締め切り	令和8年6月8日（月）17時00分
(3) 参加意向申出書の提出期限	令和8年6月8日（月）17時00分
(4) 企画提案書類の提出期限	令和8年6月15日（月）17時00分
(5) 実施委員会による審査の実施	【予定】令和8年6月23日（火）
(6) 選定結果の通知	【予定】令和8年6月下旬

5 企画提案を求める項目

別紙「業務仕様概要」のうち、以下について企画提案書を作成すること。
 なお、実施すべき内容と同等以上の成果を得られる場合は、項目の内容等を一部変更した提案も認める。

- (1) 基本的認識
 業務の実施方針について、提案者の当該業務に対する考え方や取組方針を提示すること。
- (2) しろいしグルメスクエア 2026に係る企画
 来場者を「しろいしグルメラリー2026」への参加に効果的に誘導する企画を提案すること。
- (3) しろいしグルメラリー2026に係る企画

ア ラリー形式の企画について、前年度以上の参加数を見込み、協力店舗へのメリット（集客・売上向上等）と、適切な難易度や特典による参加者の意欲向上を両立した内容を示すこと。

イ 特別企画について、期間中により多くの参加を促す内容および協力店舗にもメリットのある内容を示すこと。

(4) 実施体制・スケジュール

本業務を実施するにあたっての業務体制（人員体制含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）、準備等を含めた業務スケジュールを示すこと。

(5) 類似業務実績等

過去5年間における類似業務実績（イベントの企画運営等）を具体的に提示すること。

(6) 独自提案事項

当該業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で必要及び効果的と考える事柄があれば提案すること。ただし、契約限度額内で実施可能なもので追加予算を要しないものに限る。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、別紙「業務仕様概要」、その他本企画競争に関して質問がある場合は、質問事項を簡潔にまとめた質問書（様式1）を電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

ア 提出期限

上記4（2）のとおり（送付にあつては必着）

イ 提出先

下記13のメールアドレスに送信すること。

※メールの件名は『（団体名）「しろいしグルメプロジェクト2026」企画・運営等業務質問書』とすること。

ウ 質問に対する回答

担当課は、質問を受けた場合は質問者に対して随時回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、締め切り後に一括して白石区ホームページに掲載する。

7 参加手続き等

(1) 参考意向申出書の提出

ア 提出期限

上記4（3）のとおり（送付にあつては必着）

イ 提出書類

参加意向申出書（様式2）1部

ウ 提出場所

下記13と同じ。なお、電子メール、FAXは受付不可とする。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参によること。

カ その他

札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものは、上記3の表に記載の書類も合わせて提出すること。

(2) 企画提案書類の提出

ア 提出期限

上記4（4）のとおり（送付にあつては必着）

イ 提出書類

企画提案書および別記「提案書評価基準」に示した「評価（審査）に係る提出書類」について、以下の留意事項を踏まえて作成し、提出すること。

(ア) 様式は自由とするが、A4縦、両面使用とし、表紙には「2（1）役務の名称」を記載すること。

(イ) 正本は、表紙に提案者の団体名称、担当部門、責任者を明示すること。

(ロ) 審査用は、審査の公平公正を期するため、表紙及び企画提案書内に、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を一切入れず、別の表現や伏せ字等で記載すること。

(ハ) 提案は簡潔明瞭に作成すること。

(ニ) 文章を保管するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。

(ホ) 提案書類の提出は1者につき1案のみとする。

(ヘ) 提出後の差し替え、変更、再提出及び追加（下記（ケ）の場合を除く）は認めない。

(セ) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(テ) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

ウ 提出方法

持参または送付とし、正本1部、審査用10部を提出すること。また、送付の場合は、簡易書留やレターパックなどの配達記録や追跡サービス付きのもの

のにより提出期限までに必着するよう送付すること。なお、電子メール及びFAXは受付不可とする。

8 提案書類の審査（契約候補者の選定）

(1) 契約候補者の選定方法

本市関係部局の職員等からなる『「しろいしグルメプロジェクト2026」企画・運営業務企画競争実施委員会』（以下、実施委員会）の審査において、下記により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を選定する。

(2) 審査（評価）方法（評価基準）

本市が設置する実施委員会で別に期日を定め、企画提案者（一次審査を実施した場合は一次審査を通過した企画提案者）によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行う（令和8年6月23日（火）を予定）。

ア 審査（評価）は、有効な提案書類（下記9「提案の無効」に該当しないもの）に基づき行う。なお、開催案内については、審査対象者に対し別途通知する。

イ 提出書類及びヒアリングに基づき、提案書評価基準（別記）により総合的に審査し、実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超え、合計得点の最も高かった者を契約候補者とする。

※ 評価点等の満点にあつては、評価に携わった実際の委員数（出席者数）によって変動する場合がある。

※ 提案者が1者であった場合、最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

※ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

ウ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

エ ヒアリングは1企画提案者あたり約25分（提案説明15分＋質疑応答10分）を想定し、個別に行う。

(3) 選定結果の通知

上記（1）及び（2）に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、結果を書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内（休日を除く）に、疑義の申し立てを書面（様式自由）により求めることができる（提出方法は7（1）オと同じ）。

(4) その他

提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号（押印部分を除く）及び第

- 4号から第7号までの規定（この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える）のいずれかに該当した提案
- (2) 積算額（参考見積額）が上記2（6）の予算額（事業規模）を超える提案
 - (3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案
 - (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
 - (5) 上記4（4）の企画提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記3の参加資格を満たさなくなったものがした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業（随意契約の相手方のものに限る）以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

- (1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細（業務仕様書の策定等）について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。
- (2) 見積書の提出

上記（１）の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記（２）に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格（契約金額の上限額）の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款

札幌市公式ホームページ参照（検索キーワード「札幌市 役務契約約款」）

(5) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額（免除規定を適用する場合有り）

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

13 問い合わせ先・書類の提出先

〒003-8612 札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8 - 1 白石区複合庁舎 4 階

札幌市白石区市民部地域振興課まちづくり調整担当係（電話：011-861-2422）

メールアドレス：shiroishi_chosei@city.sapporo.jp